

横庁商委第 23 号

令和 5 年 9 月 6 日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会
委員長 三村 優美子

横浜市市庁舎商業施設の運営について（答申）

令和 5 年 8 月 16 日総管第 898 号で諮問のありました、次の事項について別紙のとおり答申します。

1 テナント契約に関すること

当該店舗の売上状況をはじめ、
固定費である賃料を見直すことは、店舗のの視点において非常に大きな要素である。
また、当施設のリーシング状況を鑑みると、現行とにはないと見受けられるため、は妥当と考える。
変更後の賃料は、周辺賃料相場や他の事例を踏まえると許容できる水準にあり、変更をとしたことは、施設全体の賃料収入のとした点において適切な対応といえる。

当該店舗の区画は、
当該区画の店舗が営業していない状態は、施設全体としても好ましくなく、
では、当該店舗を継続させることの意義がある。当該店舗はお店のも良く、これから支持されていく可能性が十分あると感じるため、店舗を育てていくという考え方もある。

賃料変更に、店舗が行う施策をはじめ、さらなるや、積極的な情報発信、等に関するイベント等を実施することでに取り組んでほしい。運営事業者においても、施設の一層の魅力向上のため、当該店舗のに積極的に取り組んでほしい。

今後も、横浜市と運営事業者においては、運営事業者が当初提案した賃料収入を確保することをお互いに意識し、戦略的な展開を行っていくことが必要である。